

「地域における産業保健活動の推進に関する検討会」における
これまでの検討等の概要（案）

1 地域産業保健センター事業について

課題(1) 地域産業保健センターの活動状況については、健康相談窓口利用者数、個別訪問実施事業場数とも増加傾向にあるものの、平成 19 年度実績では、それぞれ、1センター当たり、平均 229 人、平均 35 事業場と活動は未だ少なく、地域産業保健センターを未だ知らない事業場も多いなどの状況にある。

また、地域産業保健センターと労働基準監督署等との連携が不十分であるとの指摘もある。

-
- 従来から行われている地域産業保健センターのコーディネーターによるパンフレット配布を中心とした周知広報活動の他、各地域産業保健センターにおいて、労働基準監督署等の行政機関、労働基準協会・中小企業関係の地域の事業者団体等と連携しながら、地域産業保健センター連絡協議会において、一層の創意・工夫を図るための検討が必要ではないか。（例えば、事業者が集まる場の活用、ニーズの把握、キャンペーン活動の開催等）
 - 産業保健情報の提供の一環として、「産業医マップ」の作成・周知、IT を活用した情報提供が必要ではないか。
 - 全国レベルの広報活動として、全国規模の事業者団体等と連携した周知、「産業保健の日」、「産業保健推進月間」の設置等が必要ではないか。
 - 地域産業保健センターにおいてはコーディネーターの役割が非常に重要であることを踏まえ、コーディネーターが活動しやすい方策を検討する必要があるのではないか。
 - 地域産業保健センターと労働基準監督署の連携の方策として、当該地域特有の問題に焦点を当てて労働基準監督署から地域産業保健センターに活動を依頼するなどの方策も考えられるのではないか。

課題(2) 窓口別利用者数について、地域産業保健センター内での人数は減少

しているが、いわゆるサテライト方式（地域医療機関）、その他（イベント時など）における利用者数は大幅に増加しており、現在の地域産業保健センターの活動状況を踏まえると、窓口開設場所、時期などの一層の工夫が必要である。

-
- サテライト方式（地域医療機関における健康相談窓口の設置）の積極的活用、夜間・休日窓口の拡大等、実施場所・実施時間の弾力化が必要ではないか。
 - サテライト方式については、一般診療との区別を明らかにすること等に留意しつつ、「運営基準」を策定し、地域産業保健センター内の窓口と同等の質が担保されることが必要ではないか。
 - コーディネーターの活動の充実、行政・コーディネーター等の関係者の情報交換の充実が必要ではないか。
 - イベント時における窓口の実施方法等についても、一定の基準が必要ではないか。

2 地域におけるメンタルヘルス対策について

課題(1) 平成20年度から、一定の基準を満たす相談機関を登録・公表・紹介する機能などを有する「メンタルヘルス対策支援センター」（平成20年度は都道府県産業保健推進センター内）が設置され、地域におけるメンタルヘルス対策（職域関係）を推進するセンターとして「メンタルヘルス対策支援センター」、「都道府県産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」の3つの中核機関が存在することとなるが、それぞれの役割をより明確にする必要があるのではないか。

課題(2) 長時間労働者に対する面接指導や一般の健康相談、国の支援事業における相談等において、労働者のメンタルヘルス不調が深刻な状況にあることが把握された場合、適切に、精神科医等に繋げる方策が必要である。

課題(3) 職域における社会資源やネットワークと地域保健における社会資源やネットワークとの連携が不十分である。

課題(4) 地域にある専門機関の種類・数、提供できるサービスについて、これら情報を求めている事業場・労働者・家族等利用者に届いておらず、それにより、必要な支援が提供されていない。

-
- 「都道府県産業保健推進センター」及び「地域産業保健センター」については、引き続き、メンタルヘルス対策に限らず産業保健活動全般に関し情報の提供、研修の実施、事業者や労働者等からの個別相談への対応、地域におけるネットワーク形成等を実施することが必要ではないか。
 - 一方、「メンタルヘルス対策支援センター」については、第11次労働災害防止計画等も踏まえ、メンタルヘルス対策を重点的に取り組むセンターとして、事業者・労働者・家族等からのメンタルヘルスに関する様々な相談に対応して、地域にある専門機関や支援事業に関する情報等を一元的かつきめ細かに提供することのできる総合窓口としての機能や、職場復帰支援をより円滑に実施するための事業者・産業医等への支援などを行わせることが必要ではないか。
 - メンタルヘルス対策においては、メンタルヘルス不調を感じた労働者がいつでも相談できるようにするため、メンタルヘルス相談の専門機関の活用等による相談体制の整備が必要であるが、この体制の入口の機能をメンタルヘルス対策支援センターに持たせることはできないか。
 - メンタルヘルス対策の効果的かつ効率的な推進を図るため、これら3つの中核機関の役割分担とともに、様々なニーズに対応できるよう、その有機的な連携等について検討が必要ではないか。
 - さらに、メンタルヘルス不調により休業している労働者の職場復帰支援に当たっては、主治医である精神科医と産業医との連携も重要であり、各課題に対応するため、事業者、相談機関、産業医、主治医等の専門機関間のネットワークの形成及び強化や地域と職域との有機的な連携等が必要ではないか。この際、ネットワークの強化や連携について、より具体的な方策を検討する必要があるのではないか。
 - メンタルヘルスに関する正しい知識やメンタルヘルス対策関係の情報の周知が不十分であることを踏まえ、情報をより広く、より効果的に周知する方法としてITを活用した総合的なメンタルヘルスに関する情報の提供も必要ではないか。
 - メンタルヘルス対策支援センターをサポートする方法として、産業保健推進センターからの助言指導や、地域の精神科医の協力を得る方法が考えられるのではないか。

3 都道府県産業保健推進センターについて

課題(1) 都道府県産業保健推進センターによる地域産業保健センターの活動に対する支援の充実を図る必要がある。

課題(2) 都道府県産業保健推進センターは地域における産業保健活動の拠点としての役割をより明確にする必要がある。

-
- 都道府県産業保健推進センターは、管内の地域産業保健センターの登録産業医の交流会、アンケート調査等を実施し、各地域の問題点、好事例等を収集し、それらの結果を都道府県産業保健推進センターのネットワークを通じ全国レベルでの共有化を図る機能を強化すべきではないか。
 - 都道府県産業保健推進センターが、行政との連携の下、地域での小規模事業場のニーズや実情等を踏まえ、地域産業保健センターの活動の方向性をアドバイスしつつ、広報活動の連携等の支援を引き続き行うことが必要ではないか。
 - 都道府県産業保健推進センターにおいて、地域で利用できる産業保健支援サービスに係る様々な情報を一元的に集約するとともに、地域・職域連携推進協議会等を通じて地域資源に関する情報などを幅広く集め、これを産業医、事業者等に提供する機能を持たせることにより、産業保健推進センターを地域における産業保健支援サービスの総合情報センターとして位置づけるべきではないか。
 - 特に、新型インフルエンザ対策、アスベスト対策等、全国的及び地域的に優先度が高い高度の技術を要するテーマについて、都道府県産業保健推進センターが、行政との連携の下、重点的に産業医研修や事業者研修等を実施し、より多くの事業場に情報を提供できるよう支援内容を強化すべきではないか。

4 地域の各種関係者とのネットワークの課題について

課題(1) 平成17年度～平成19年度の間、産業医に対して過重労働・メンタルヘルス対策に関する研修(11,460人)を、精神科医等に対して産業保健に関する研修(1,646人)を実施しているが、引き続き、効果的に研修を実施するとともに、産業医と精神科医等とのネットワークを構築することが必要

である。

課題(2) 地域産業保健センターにおいて保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用を図る必要がある。

- 全国の精神科医（約 13,000 人）、保健師等の産業保健スタッフと産業医との連携は今後ますます重要となることから、これらの地域の関係者が具体的な事例などを検討する場（事例検討会）を設けることが必要ではないか。
- 地域産業保健センターの活動の充実強化のため、保健師等の産業保健スタッフの積極的な活用を図ることについては、その具体的な実施例を集めるなどして効果的な活用方策の検討が必要ではないか。
- 地域によって、精神科医だけで対応できない場合は、プライマリーケアの医師や産業医にメンタルヘルスに関する教育を行った上で、一定の対応をしていただく必要があるのではないか。

5 地域保健との連携（地域・職域連携推進協議会の活用促進）について

課題 地域・職域連携推進協議会における職域関係者のメンバーは労働行政関係者にとどまり、事業者の参加が少ないこと、2次医療圏と労働基準監督署の管轄区域が異なるため、複数の2次医療圏協議会に労働基準監督署が参画をしなければならないこと、地域・職域連携事業のメリット等について明確化されていないことから、都道府県や2次医療圏での具体的な連携事業の取組が進んでいない協議会があることなどが指摘されている。

- 地域・職域連携推進協議会の運営等に関し、事業者団体等の協力を求めること、事業者の参加促進や連携事業のメリット等を具体的に示していくことなどが必要ではないか。

6 その他

中小企業の労働者に対する産業保健サービスの充実を図るため、地域産業保健センター、都道府県産業保健推進センター、メンタルヘルス対策支援センターなどの事業のみならず、小規模事業場産業保健活動支援促進助成金（産業医共同選任事業）、小規模事業場等団体安全衛生活動援助事業（たんぽぽ計画）

等の他の産業保健関係施策を有機的に組み合わせて推進することが必要であり、その具体的な方策についても検討が必要ではないか。

また、都道府県労働局、労働基準監督署は、各種指導等の結果、必要と判断される事業者に対し、地域産業保健センター、都道府県産業保健推進センター等の活用を、より一層積極的に働きかけるべきであり、その具体的な方策についても検討が必要ではないか。